## (外交防衛委員会)

世 界保 健 機 関 憲 章第二十四条及び第二十五条 の改正 の受諾につい て 承 認 を求め る の 件 閣 条 第

## 四号)(衆議院送付)要旨

世 界 保 健 機 関 以 下 機 関 という。) は、 すべての人民 が 可 能 な最 高 の 健 康 水 準 · に 到 達 することを 目 的

とし 7 世 界 保 健 機 関 憲 章 以 下 憲 章 という。) に基づき、 九四 八年 昭 和 二十三年) に . 設 立 <u>さ</u> 'n た

際連合の専門機関の一つである。

機 関 の 執 行 理 事 会 以 下 \_ 理 事 会」 という。) は、 世 界保 健 総 会 以 下 総 会 ح 11 いう。) の 決 定 及 び 政

策 の 実 施 に 当 「 た る ) 等、 機 関 の 政 策 実 施 に 青 任を有す る 重 要 な 組 織 であ ı) 現 在、 三 十 二 の 加 温国 が 任 命 L た

三十二人の 理 事 で 構 成 <del></del> れ て しし ಠ್ಠ ま た、 機 関 の 加 盟 国 は、 総 会 の 定める六つ の 地 域 的 機 関 の しし ず れ か に 属

ŕ 理 事 を任命する権 利 を 有 する 加 盟 国 ( 以 下 理 事 国 という。) ţ 各 地 域 的 機 関 か 5 そ の 構 成 国 の 数

に応じて選出される。

し かし、 近 年、 **∃** ロッ パ地域及び西太平洋地域 の加盟国が増大したことに伴い、 両 地 域 の 加 盟 玉 「を理事

会 の 構 :成上衡平かつ適切に代表することが困難になったため、 九九八年 (平成十年) 五月にジュ ネー ヴで

開 催 <u></u> れた第五十一 回 総会におい て、 両 地 域 から選出され る理事国 の数を増加させるため の 憲章改正案が採

択された。改正の主な内容は次の通りである。

一、理事会は、三十四の加盟国が任命した三十四人で構成する。

前記

の

加

盟

玉

ば、

Ξ

年

の

任

期

で選挙され、

再選されることができる。

ただし、

理

事会

の

構

成員

の 数

を

Ξ

十二から三十四 に 増加することに伴 Ϋ́ 追 加 とし て選挙され た 加 盟 玉 の 任 期 ば 必要 な場 合に ば 各 地 域

的 機 関 か 5 毎 年 屰 なくと も の 加 盟国 が 選挙さ れ ることを容易 に す る 期 間 に 短 縮 す ر چ

な お、 こ の 改 正 は、 憲 章 の 規定 に 基づき、 加 盟国 の三分の二がそれぞ れの 憲 法 上の手続きに従って受諾

た時に、すべての加盟国に対して効力を生ずる。